鹿児島市

令和８年度　介護保険　集団指導資料

ー 共通資料 ー

１．　介護保険利用者負担割合について　・・・１ページ

２．　過誤調整について　・・・３ページ

３．　第三者行為（交通事故等）の届出について　・・・６ページ

令和８年度　介護保険施設等集団指導資料

介護保険利用者負担割合について

平成３０年８月以降の介護保険サービス利用分について、利用者負担割合の見直しが行われ、要支援・要介護認定者、事業対象者に対して、「１割」「２割」「３割」の負担割合証を交付しているところです。

つきましては、下記のとおり制度の概要と本市の対応をお知らせいたしますので、利用者の方への対応や説明等にご配慮賜りますようお願いいたします。

１　制度概要

３割負担	下記の両方に該当する場合は、現役並み所得者として３割負担となります。 ・本人の合計所得金額が２２０万円以上 ・同一世帯の６５歳以上の方（本人含む）の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が、※単身世帯の場合で３４０万円以上、２人以上の世帯の場合で４６３万円以上（※この金額未満の場合２割又は１割）
２割負担	下記の両方に該当する場合は、一定以上所得者として２割負担となります。 ・本人の合計所得金額が１６０万円以上２２０万円未満 ・同一世帯の６５歳以上の方（本人含む）の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が、※単身世帯の場合で２８０万円以上、２人以上の世帯の場合で３４６万円以上（※この金額未満の場合は１割）
１割負担	上記の２割、３割以外の方

・合計所得金額とは、収入から、公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額のことです。平成３０年８月から土地・建物の譲渡所得がある場合には、地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。令和３年８月から当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等の雑所得が含まれる場合、給与所得及び公的年金等の雑所得の合計額から10万円を控除した額となります。

・その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額のことです。令和３年８月からその他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合、給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額）については、10万円を控除した金額となります。

・本人が市区町村民税非課税である場合、生活保護の受給者である場合、旧措置入所者である場合及び６５歳未満である場合は、１割負担となります。

・第１号被保険者の転居・死亡・６５歳到達等による世帯構成の変更や所得更正などにより、適用期間内での負担割合の変更や期間を遡っての変更の可能性があります。その場合には、鹿児島市より変更後の負担割合証を送付します。

裏面に続く

・保険料の滞納により、利用時支払額を３割（利用者負担割合が３割の方は４割）とする措置（給付額減額）を受けている場合は、負担割合証に記載された割合よりも当該措置が優先されます。

・負担割合は個人ごとに判定するため、同じ世帯でもそれぞれ負担割合が異なる場合があります。

２　本市の対応

①　交付対象者

サービス利用の有無に関わらず、要支援・要介護の認定を受けていて、認定の有効期間内の方(新規認定申請の方は、認定結果が確定した後に発送します。)や事業対象者の方。

②　交付時期・方法

毎年７月中旬から下旬頃に、住民票の住所、または送付先設定のある場合は送付先住所へ個人ごとに郵送します。

③　再交付について

紛失・破損などにより必要な場合は、再交付申請を受け付けます。（詳しくはHP等でご確認ください。）本庁、各支所の介護保険担当窓口で即日交付が可能です。

④　その他注意事項

- 本年１月２日以降に、本市に転入された方などは、転出元の市区町村に所得などの情報を確認するため、交付に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
- 利用者負担の割合は、負担割合証で確認していただくこととし、電話や窓口での照会にはお答えいたしません。
- 死亡や転出などにより、資格を喪失した利用者が鹿児島市に負担割合証を返還してしまうとその後の再交付はできませんので、必ずサービス提供時に負担割合証を確認するようご注意ください。(転入直後などで負担割合証が交付されていない場合を除く。)

過誤調整について

国保連合会で**審査決定済（支払済）の介護給付費**について、請求誤りや請求もれ等があった場合は、「介護給付費明細書過誤調整依頼書」を保険者（市町村）へ提出する必要があります。サービス事業所から保険者（市町村）へ過誤調整依頼を行った後、正しい内容で再請求をしてください。

※誤った請求であっても、**「返戻」・「保留」**の場合は過誤調整の必要はありません。

提出前に必ず、請求が通っているか、国保連合会から送付される「請求・保留一覧表」等を確認の上ご提出ください。

過誤調整の種類

どちらの手続きも請求誤り等があった場合に、保険者に過誤調整依頼書を提出します。

①通常過誤：国保連合会から送付される「介護給付費過誤決定通知書」の決定内容を確認後、正当な内容で請求を行います。（過誤決定された請求内容は、翌月の支払額から差し引かれます。）

②同月過誤：実地指導や自主点検等により大量の請求取下げが発生する場合に、過誤申立と再請求を同月に行い差額のみを調整する方法です。

※実地指導による過誤調整の場合、申立理由に実施指導による過誤調整ということがわかるようにご記載ください。

※①②のどちらの過誤の方法で取下げを行うかを選択し、過誤調整依頼書の同月過誤、通常過誤のいずれかに〇印をつけてください、また、総合事業サービスの場合には用紙を分けたうえで右欄に〇印をつけてください。

受　付　期　間

①通常過誤・・・毎月　１５日　（介護保険課給付係　必着）

②同月過誤・・・毎月　月 末　（介護保険課給付係　必着）

※受付期間の締め切り直前のご提出の際、不備があった場合には、翌月処理となる場合がありますので、できる限りお早めにご提出ください。

年末など大型連休により閉庁日が重なる場合は上記と異なります。また、大量に過誤調整される場合は、事前に介護保険課給付係までお問い合わせください。

提　出　方　法

本庁介護保険課・各支所介護保険担当窓口・郵送

いずれの方法でも、受付期間は上記と同様です。支所や郵送での提出の際は受付期間にご注意ください。

（〒８９２－８６７７　鹿児島市山下町１１番１号　鹿児島市介護保険課 給付係 宛）

備　　考

・被保険者番号が『H』で始まる方は、保護第一課　給付医療係（直通 099 - 216 - 1251）へお問い合わせください。

（生活保護の単独給付となり介護保険からの給付はないため取下げ処理はできません。）

・鹿児島市の被保険者のみが対象となります。他の市町村の被保険者の場合は、該当の保険者へ過誤調整依頼が必要ですのでご注意ください。
・依頼書の記入誤り（被保険者番号の記入誤りや担当者名の記入漏れ等）がないように、必ず提出前に見直しをしてください。間違って記入されていると、取下げる予定のない請求内容の取下げをしてしまう場合があります。
・過誤申立事由コード、過誤調整依頼書、依頼書記入例については、鹿児島市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

（通常過誤と同月過誤でコードは異なります）

・国保連合会から送付される「介護給付費縦覧審査確認表」にて「過誤する」と回答をした場合には、介護保険課への過誤調整依頼書の提出は不要です。

事業所　→　保険者

介護給付費明細書過誤調整依頼書

記載例

保険者番号	4	6	2	0	1	0
保険者名	鹿児島市					

様

事業所番号	4	6	7	9	9	9	9	9	9	9
事業所名称	鹿児島△△事業所									
事業所所在地	〒　111－1111 鹿児島市○○町△△番地									
連絡先（電話番号）	099-111-1111									

担当者印：○○

同月過誤　・　通常過誤

（必ず、どちらかに○印をつけること。）

必ず、同月過誤か通常過誤に○印をつけてください。

問い合わせ先の番号を記載してください。

既に支払決定を受けております介護給付費明細書について、下記サービス利用者分の過誤調

令和　4　年　12　月　1　日

被保険者番号 被保険者氏名	サービス提供年月	申立事由コード	申立理由	総合事業サービスの場合右欄に○をつけること↓
0000011111 介護　太郎	R4.9	1042		
3650099999 介護　ハナコ	R4.9	1042		
0000011111 介護　太郎	R4.10	1042		
3650099999 介護　ハナコ	R4.10	1042		

申立事由コードはコード表を参考にしてください。

例）
請求誤り　…下二桁が02
請求誤り(同月)…下二桁が12
市からの指導　…下二桁が42
市からの指導（同月）…下二桁が49

総合事業のサービスの場合には○印をつけてください。

※総合事業分の過誤調整依頼書は、介護分の依頼書と分けて作成してください。

記載は、
①サービス提供年月（古い月から）
②被保険者番号（数字の小さい順）
の順でお願いいたします。

該保険者（市町村）の介護保険担当課（係）へ提出してくださ
複請求となりますのでご注意ください。
り記入してください。

過誤申立の理由を簡潔に記入してください。
例）
・市の指導による返還
・単位数の記入誤り
・公費の請求もれ

1	枚中	1	枚目

令和８年度　介護保険施設等集団指導資料

第三者行為（交通事故等）の届出について

１．第三者行為（交通事故等）により介護サービスを利用する場合

介護保険の被保険者の方は交通事故等の第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、鹿児島市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。鹿児島市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から、介護保険の第 1 号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、保険者への届出が義務となりました。（平成 28 年 3 月 31 日付介護保険最新情報 Vol.540）

２．手続きについて

（１）提出書類

ア．第三者行為による傷病届

イ．事故状況発生報告書

ウ．同意書

エ．交通事故証明書（鹿児島県交通安全教育センターで有償発行）

オ．示談書（加害者との示談が成立している場合のみ）

※上記ア～ウの書類は、鹿児島市ホームページにてダウンロードが可能です。

【掲載ページ】

ホーム＞健康・福祉＞介護保険＞介護保険申請書ダウンロード＞第三者行為による傷病届

http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/kenko/fukushi/kaigo/download/shinse-21.html

（２）提出場所

鹿児島市役所　介護保険課

３．第三者求償事案発見について

鹿児島市が第三者行為（交通事故等）により介護サービスを利用したか把握するためにも、被保険者からの届出を促すことが重要です。つきましては、貴事業所をご利用中の方で第三者行為が起因して介護サービスを利用するようになった方や状態が悪化した方について届出を促していただきますようご協力お願いいたします。

お問い合わせ先
〒892-8677　鹿児島市山下町 11-1
鹿児島市役所　介護保険課　給付係
（直通）　０９９－２１６－１２８０